

平成四年法律第五十一号

計量法

計量法（昭和二十六年法律第一百七号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 計量単位（第三条—第九条）
第三章 適正な計量の実施（第十条）
第四節 計量器等の使用（第十六条—第十八条）
第五節 正確な特定計量器等の供給（第十九条—第二十五条）
第六節 製造（第四十条—第四十五条）
第七節 修理（四十六条—五十三条）
第八節 販売（第五十一条—第五十二条）
第九節 特別な計量器（第五十三条—第五十七条）
第十節 検定等（第五十八条—第六十九条）
第十一節 検定、变成器付電気計器検査及び装
置検査（第七十条—第七十五条）
第十二節 特殊容器製造事業（第五十八条—第七十六条）
第十三節 型式の承認（第七十六条—第八十九条）
第十四節 指定製造事業者（第九十一条—第一百一十条）
第十五節 基準器検査（第一百二条—第一百五条）
第十六章 計量証明の事業（第一百七条—第一百五十五条）
第一節 計量証明（第一百六条—第一百二十二条）
第二節 特定計量証明事業（第一百二十二条—第一百二十二条）
第三節 第一百二十二条（六）
第四節 特定計量証明認定機関（第一百二十一
条の七—第一百二十二条の十）
第五節 計量士（第一百二十二条—第一百二十六
条）
第六節 適正な計量管理（第一百二十二条—第一百二十六）

第二節 適正計量管理事業所（第一百二十七条

—第一百三十三条）

第八章 計量器の校正等（第一百三十三条）
第一節 特定標準器による校正等（第一百三十
四条—第一百四十二条）
第二節 特定標準器以外の計量器による校正
等（第一百四十三条—第一百四十六条）
第三節 雜則（第一百四十七条—第一百六十九条の三十九条）
第四節 正確な計量（第十九条）
第五節 商品の販売に係る計量（第十一条—第十五条）
第六節 計量器等の使用（第十六条—第十八
条）
第七節 定期検査（第十九条—第二十五条）
第八節 指定期間検査機関（第二十六条—第
三十九条）
第九節 雜則（第一百四十七条—第一百六十九条の二）
第十章 罰則（第一百七十一条—第一百八十条）

附則

第一章 総則

（目的）この法律において「計量」とは、次に掲げるもの（以下「物象の状態の量」という。）を計ることをいい、「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。（定義等）

（第二条）この法律において「計量」とは、次に掲げるもの（以下「物象の状態の量」という。）を計ることを確保し、もつて経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

（第一条）

（第二条）

（第三条）

（第四条）

（第五条）

（第六条）

（第七条）

（第八条）

（第九条）

（第十条）

（第十二条）

（第十三条）

（第十四条）

（第十五条）

（第十六条）

（第十七条）

（第十八条）

（第十九条）

（第二十条）

（第二十一条）

（第二十二条）

（第二十三条）

（第二十四条）

（第二十五条）

（第二十六条）

（第二十七条）

（第二十八条）

（第二十九条）

（第三十条）

（第三十一条）

（第三十二条）

（第三十三条）

（第三十四条）

（第三十五条）

（第三十六条）

（第三十七条）

（第三十八条）

（第三十九条）

（第四十条）

（第四十一条）

（第四十二条）

（第四十三条）

（第四十四条）

（第四十五条）

（第四十六条）

（第四十七条）

（第四十八条）

（第四十九条）

（第五十条）

（第五十一条）

（第五十二条）

（第五十三条）

（第五十四条）

（第五十五条）

（第五十六条）

（第五十七条）

（第五十八条）

（第五十九条）

（第六十条）

（第六十一条）

（第六十二条）

（第六十三条）

（第六十四条）

（第六十五条）

（第六十六条）

（第六十七条）

（第六十八条）

（第六十九条）

（第七十条）

（第七十一条）

（第七十二条）

（第七十三条）

（第七十四条）

（第七十五条）

（第七十六条）

（第七十七条）

（第七十八条）

（第七十九条）

（第八十条）

（第八十一条）

（第八十二条）

（第八十三条）

（第八十四条）

（第八十五条）

（第八十六条）

（第八十七条）

（第八十八条）

（第八十九条）

（第九十条）

（第九十一条）

（第九十二条）

（第九十三条）

（第九十四条）

（第九十五条）

（第九十六条）

（第九十七条）

（第九十八条）

（第九十九条）

（第二百条）

（第二百一条）

（第二百二条）

（第二百三条）

（第二百四条）

（第二百五条）

（第二百六条）

（第二百七条）

（第二百八条）

（第二百九条）

（第二百十条）

（第二百十一条）

（第二百十二条）

（第二百十三条）

（第二百十四条）

（第二百十五条）

（第二百十六条）

（第二百十七条）

（第二百十八条）

（第二百十九条）

（第二百二十条）

（第二百二十二条）

（第二百二十三条）

（第二百二十四条）

（第二百二十五条）

（第二百二十六条）

（第二百二十七条）

（第二百二十八条）

（第二百二十九条）

（第二百三十条）

（第二百三十一条）

（第二百三十二条）

（第二百三十三条）

（第二百三十四条）

（第二百三十五条）

（第二百三十六条）

（第二百三十七条）

（第二百三十八条）

（第二百三十九条）

（第二百四十条）

（第二百四十二条）

（第二百四十三条）

（第二百四十四条）

（第二百四十五条）

（第二百四十六条）

（第二百四十七条）

（第二百四十八条）

（第二百四十九条）

（第二百五十条）

（第二百五十一条）

（第二百五十十二条）

（第二百五十十三条）

（第二百五十十四条）

（第二百五十十五条）

（第二百五十十六条）

（第二百五十十七条）

（第二百五十十八条）

（第二百五十十九条）

（第二百二十条）

（第二百二十一条）

（第二百二十二条）

（第二百二十三条）

（第二百二十五条）

（第二百二十六条）

（第二百二十七条）

（第二百二十八条）

（第二百二十九条）

（第二百三十条）

（第二百三十一条）

（第二百三十十二条）

（第二百三十十三条）

（第二百三十十四条）

（第二百三十十五条）

（第二百三十十六条）

（第二百三十十七条）

（第二百三十十八条）

（第二百三十十九条）

（令で定めるものは、この法律の適用に関しては、証明とみなす。）

（この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量を使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものとす）

（この法律において「標準物質」とは、政令で定める改造成を含むものとし、計量器の修理には、当該経済産業省令で定める改造成以外の改造を含むものとする。）

（この法律において「標準物質」とは、政令で定める改造成を含むものとし、計量器の修理には、当該経済産業省令で定める改造成以外の改造成を含むものとする。）

（この法律において「標準物質の値付け」とは、同項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定することをいう。）

（この法律において「標準物質の値付け」とは、同項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定することをいう。）

（この法律において「法定計量単位」とは、第三条から前条までに規定する計量単位の記号であつて、計量単位による表記において標準となるべきものは、経済産業省令で定める。）

</

て経済産業省令で定めるもの以外のものについても、同様とする。

2 前項の規定は、輸出すべき計量器その他の政令で定める計量器については、適用しない。

第三章 適正な計量の実施

第一節 正確な計量

第十一条 物象の状態の量について、法定計量単位により取引又は証明における計量をする者は、正確にその物象の状態の量の計量をするように努めなければならない。

2 都道府県知事又は政令で定める市町村若しくは特別区（以下「特定市町村」という。）の長は、前項に規定する者が同項の規定を遵守していなければならぬため、適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じていると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。ただし、第十五条第一項の規定により勧告することができる場合は、この限りでない。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その商品の販売に係る計量（長さ等の明示）

第十二条 長さ、質量又は体積の計量をして販売するのに適する商品の販売の事業を行う者は、その長さ、質量又は体積を法定計量単位により示してその商品を販売するよう努めなければならない。（特定商品の計量）

2 政令で定める商品（以下「特定商品」という。）の販売の事業を行う者は、特定商品をその特定物象量（特定商品ごとに政令で定める物象の状態の量をいう。以下同じ。）を法定計量単位により示して販売するときは、政令で定める誤差（以下「量目公差」という。）を超えてならない。

3 前二項の規定は、次条第一項若しくは第二項又は第十四条第一項若しくは第二項の規定により表記された物象の状態の量については、適用表記しなければならない。

第十五条 都道府県知事又は特定市町村の長は、

第十二条第一項若しくは第二項に規定する者が、これらの規定を遵守せず、第十三条第一項若し

れない。ただし、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙が破棄された場合は、この限りでない。

（密封をした特定商品に係る特定物象量の表記）

第十三条 政令で定める特定商品の販売の事業を行なう者は、その特定商品をその特定物象量に開封（商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにするこ）をするときは、量目公差を超えないようによく、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならない。

2 前項の政令で定める特定商品以外の特定商品の販売の事業を行う者が、その特定商品をその特定物象量を法定計量単位により表記するときは、量目公差を超えないようによく、その容器又は包装に、量目公差を超えないようによく、その表記は同項の経済産業省令で定めるところによらなければならぬ。

3 前二項の規定による表記には、表記する者の氏名又は名称及び住所を付記しなければならない。

（輸入した特定商品に係る特定物象量の表記）
第十四条 前条第一項の政令で定める特定商品の輸入の事業を行う者は、その特定物象量に関し密封をされたその特定商品を輸入して販売するときは、その容器又は包装に、量目公差を超えないようによく、その特定物象量が同項の経済産業省令で定めるところにより表記されたものを販売しなければならない。

2 前項の規定は、前条第一項の政令で定める特定商品以外の特定商品の輸入の事業を行う者が、その特定物象量に関し密封をされたその特定商品を輸入して販売するときは、その容器又は包装に、量目公差を超えないようによく、その特定物象量が同項の経済産業省令で定めるところにより表記されたものを販売しなければならない。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定による表記に準用する。この場合において、同条第三項中「表記する者」とあるのは、「輸入の事業を行う者」と読み替えるものとする。

第十五条 都道府県知事又は特定市町村の長は、

第十二条第一項若しくは第二項に規定する者が、これらの規定を遵守せず、第十三条第一項若し

くは第二項に規定する者が同条各項の規定を遵守せず、又は前条第一項若しくは第二項に規定する者が同条各項の規定を遵守していないため、当該特定商品を購入する者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、これらの者に對し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（合番号）

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定を遵守していないため、第一項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第三節 計量器等の使用

（使用の制限）
第十六条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第二条第一項第二号に掲げるもの）に使用し、又は使用するため所持してはならない。

（計量器等の使用）

2 車両その他の機械器具に装置して使用される特定計量器であつて政令で定めるもの（以下「車両等装置用計量器」という。）は、経済産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関が行う機械器具に装置した状態における検査（以下「装

置検査」という。）を受け、これに合格したものとして第七十五条第二項の装置検査証印（有効期間を経過していないものに限る。）が付されているものでなければ、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用するため所持してはならない。

3 車両その他の機械器具に装置して使用される特定計量器であつて政令で定めるもの（以下「車両等装置用計量器」という。）は、経済産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関が行う機械器具に装置した状態における検査（以下「装

置検査」という。）を受け、これに合格したものとして第七十五条第二項の装置検査証印（有効期間を経過していないものに限る。）が付されているものでなければ、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用するため所持してはならない。

2 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定機関が電気計器（電気の取引又は証明における法定計量単位による計量に使用される特定計量器であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）及びこれとともに使用する変成器について行う検査（以下「変成器付電気計器検査」という。）を受け、これに合格したものとし

て第七十四条第二項又は第三項の合番号（以下この項において単に「合番号」という。）が付されている電気計器をその合番号と同一の合番号が付されている変成器とともに使用する場合を除くほか、電気計器を変成器とともに取り付けて、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならない。

2 前項の規定による検査を受けた者が、正當な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に對し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 車両その他の機械器具に装置して使用される特定計量器であつて政令で定めるもの（以下「車両等装置用計量器」という。）は、経済産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関が行う機械器具に装置した状態における検査（以下「装

置検査」という。）を受け、これに合格したものとして第七十五条第二項の装置検査証印（有効期間を経過していないものに限る。）が付されているものでなければ、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用するため所持してはならない。

2 経済産業大臣が指定した者が製造した特殊容器の使用）
第十七条 経済産業大臣が指定した者が製造した特殊容器（透明又は半透明の容器であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）であつて、第六十三条第一項（第六十九条第一項において第六十一条第一項において同じ。）に規定する計量器ではないものの

2 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器（以下「経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定機関又は経済産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）が行う検定を受け、これに合格したものとして第七十七条第二項第一項の検定証印が付されている特定計量器）

2 経済産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であつて、第九十六条第一項（第二百一条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の表示が付され、又は包装にその特定物象量が法定計量単位により表記されたものを販売するときに準用する。この場合において、同条第三項中「表記する者」とあるのは、「輸入の事業を行う者」と読み替えるものとする。

3 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器で同条第一項の検定証印又は第九十六条第一項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであつて、検定証印等の有効期間を経過したもの

2 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関が電気計器（電気の取引又は証明における法定計量単位による計量に使用される特定計量器であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）及びこれとともに使用する変成器について行う検査（以下「変成器付電気計器検査」という。）を受け、これに合格したものとし

て第七十四条第二項又は第三項の合番号（以下この項において単に「合番号」という。）が付されている電気計器をその合番号と同一の合

番号が付されている変成器とともに使用する場合を除くほか、電気計器を変成器とともに取り付けて、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならない。

2 前項の規定による検査を受けた者が、正當な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に對し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 車両その他の機械器具に装置して使用される特定計量器であつて政令で定めるもの（以下「車両等装置用計量器」という。）は、経済産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関が行う機械器具に装置した状態における検査（以下「装

置検査」という。）を受け、これに合格したものとして第七十五条第二項の装置検査証印（有効期間を経過していないものに限る。）が付されているものでなければ、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用するため所持してはならない。

2 経済産業大臣が指定した者が製造した特殊容器（透明又は半透明の容器であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）であつて、第六十三条第一項（第六十九条第一項において第六十一条第一項において同じ。）に規定する計量器ではないものの

2 第六十三条规定する場合を含む。次項において同じ。）の表示が付されているものに、政令で定める商品を経済産業省令で定める高さまで満たして、体積を法定計量単位により示して販売する場合におけるその特殊容器について、前条第一項の規定は、適用しない。

2 第六十三条规定する場合を含む。次項において同じ。）の表示が付された特殊容器に係る商品は、販売してはならない。ただし、同条第二項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により表記した容量によらず、その表示を付された特殊容器に係る商品は、販売してはならない。

3 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器で同条第一項の検定証印又は第九十六条第一項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであつて、検定証印等の有効期間を経過したもの

2 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関が電気計器（電気の取引又は証明における法定計量単位による計量に使用される特定計量器であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）及びこれとともに使用する変成器について行う検査（以下「変成器付電気計器検査」という。）を受け、これに合格したものとし

て第七十四条第二項又は第三項の合番号（以下この項において単に「合番号」という。）が付されている電気計器をその合番号と同一の合

番号が付されている変成器とともに使用する場合を除くほか、電気計器を変成器とともに取り付けて、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならない。

2 前項の規定による検査を受けた者が、正當な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に對し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 車両その他の機械器具に装置して使用される特定計量器であつて政令で定めるもの（以下「車両等装置用計量器」という。）は、経済産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関が行う機械器具に装置した状態における検査（以下「装

置検査」という。）を受け、これに合格したものとして第七十五条第二項の装置検査証印（有効期間を経過していないものに限る。）が付されているものでなければ、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用するため所持してはならない。

2 経済産業大臣が指定した者が製造した特殊容器（透明又は半透明の容器であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）であつて、第六十三条第一項（第六十九条第一項において第六十一条第一項において同じ。）に規定する計量器ではないものの

2 第六十三条规定する場合を含む。次項において同じ。）の表示が付された特殊容器に係る商品は、販売してはならない。ただし、同条第二項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により表記した容量によらず、その表示を付された特殊容器に係る商品は、販売してはならない。

3 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器で同条第一項の検定証印又は第九十六条第一項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであつて、検定証印等の有効期間を経過したもの

2 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関が電気計器（電気の取引又は証明における法定計量単位による計量に使用される特定計量器であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）及びこれとともに使用する変成器について行う検査（以下「変成器付電気計器検査」という。）を受け、これに合格したものとし

れば正確に計量をすることができない特定計量器であつて政令で定めるものは、政令で定めるところにより使用する場合でなければ、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用してはならない。

第四節 定期検査

第十九条 特定計量器（第十六条第一項又は第七十二条第二項の政令で定めるものを除く。）のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものであつて政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所（事業所がない者においては、住所所）以下この節において同じ。）の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合には、特定市町村の長）が行う定期検査を行わなければならぬ。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。

第一百七条の登録を受けた者が計量上の証明（以下「計量証明」という。）に使用する特定計量器

第二百二十七条第一項の指定を受けた者がそ

れの指定に係る事業所において使用する特定計量器（前号に掲げるものを除く。）

第三百一十四条第一項の定期検査済証印、検定証印等又は第一百九条第一項の計量証明検査済証印であつて、第二十一条第二項の規定により公示された定期検査の実施の期日（以下「実施期日」という。）において、これらに表示された年月（検定証印等に表示された年月にあつては、第七十二条第三項又は第九十六条第三項の規定により表示されたものに限る。）の翌月一日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過していなないものが付されている特定計量器（前二号に掲げるものを除く。）

第二百二十七条第一項の指定を受けた者は、第

二百二十八条第一項の政令で定める期間に一回、第

二百二十九条第一号に規定する計量士に、その指

定に係る事業所において使用する前項の政令で

定める特定計量器（前項第一号に掲げるものを除く。）が第二十三条第一項各号に適合するかどうかを同条第二項の規定により検査させなければならない。

第二百二十七条第一項の政令で定める期間に一回、第

二百二十九条第一号に規定する計量士に、その指

定に係る事業所において使用する前項の政令で

定める特定計量器（前項第一号に掲げるものを除く。）が第二十三条第一項各号に適合するかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。

（指定定期検査機関）

第二十条 都道府県知事又は特定市町村の長は、

その指定する者（以下「指定定期検査機関」とい

う。）に、定期検査を行わせることができる。

（定期検査の実施時期等）

第二十一条 定期検査は、一年以上において特定

計量器ごとに政令で定める期間に一回、区域ご

とを行う。

第二十二条 都道府県知事又は特定市町村の長は、定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、そ

の実施の期日及び場所並びに前条第一項の規定

により指定定期検査機関にこれを行わせる場合

においては、その指定定期検査機関の名称をそ

の期日の一ヶ月前までに公示するものとする。

（定期検査に代わる計量士による検査）

第二十五条 第十九条第一項の規定により定期検

査を受けなければならない特定計量器であつて、その特定計量器の種類に応じて経済産業省

令で定める量計士が、第二十三条第二項及び第

三項の経済産業省令で定める方法による検査を

実施期日前第十九条第一項第三号の政令で定め

る期間以内に実施期日までにその旨を届け出たときは、当該特定計量器については、同条

の規定にかかるらず、当該定期検査を受けるこ

とを要しない。

前項の規定による届出は、次項の規定により

交付された証明書を添えて、経済産業省令で定

めるところによりしなければならない。

（定期検査の合格条件）

第二十三条 定期検査を行つた特定計量器が次の

基準器検査に合格した計量器（第七十一条第三

項の経済産業省令で定める特定計量器の器差に

ついては、同項の経済産業省令で定める標準物

質）を用いて定めるものとする。

（定期検査済証印等）

第二十四条 定期検査に合格した特定計量器には、その定期検査の実施時期等

は、経済産業省令で定めるところにより、定期

検査済証印を付する。

前項の定期検査済証印には、その定期検査を行つた年月を表示するものとする。

定期検査に合格しなかつた特定計量器に検定

証印等が付されているときは、その検定証印等

を除去する。

（定期検査に代わる計量士による検査）

第二十五条 第十九条第一項の規定により定期検

査を受けなければならない特定計量器であつて、その特定計量器の種類に応じて経済産業省

令で定める量計士が、第二十三条第二項及び第

三項の経済産業省令で定める方法による検査を

実施期日前第十九条第一項第三号の政令で定め

る期間以内に実施期日までにその旨を届け出たときは、当該特定計量器については、同条

の規定にかかるらず、当該定期検査を受けるこ

とを要しない。

前項の規定による届出は、次項の規定により

交付された証明書を添えて、経済産業省令で定

めるところによりしなければならない。

（定期検査の合格条件）

第二十三条 定期検査を行つた特定計量器が次の

各号に適合するときは、合格とする。

行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

に前二号のいずれかに該当する者があるもの

に応じて経済産業省令で定める条件に適合する知識

が経済産業省令で定める数以上であること。

（指定の基準）

第二十八条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第二十条第一項の指定の申請が次の各号に

適合していると認めるときでなければ、その指定を定めてはならない。

一 経済産業省令で定める器具、機械又は装置

を用いて定期検査を行うものであること。

二 経済産業省令で定める条件に適合する知識

経験を有する者が定期検査を実施し、その数

が経済産業省令で定める数以上であること。

三 法人にあっては、その役員又は法人の種類

に応じて経済産業省令で定める構成員の構成

が定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前号に定めるもののほか、定期検査が不公平になるおそれがないものとして、経済産業省

令で定める基準に適合するものであることを。

五 検査業務を適確かつ円滑に行うに必要な經

理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによって申請に係る定期

検査の適確かつ円滑な実施を阻害すること

とならないこと。

（定期の更新）

第二十九条 指定定期検査機関は、定期検査を行つた年月を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

前項の規定は、前項の指定の更新に準用することができる。

（定期検査の方法）

第二十九条 指定定期検査機関は、定期検査を行つたときは、第二十八条第一号に規定する器具、機械又は装置を用い、かつ、同条第一号に規定する者に定期検査を実施させなければならない。

なければならぬ。これを変更しようとすると
きも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令
で定める。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第一項
の認可をした業務規程が定期検査の公正な実施
上不適当となつたと認めるときは、その業務規
程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の記載)
第三十一条 指定定期検査機関は、経済産業省令
で定めるところにより、帳簿を備え、定期検査
に關し経済産業省令で定める事項を記載し、こ
れを保存しなければならない。

(業務の休廃止)
第三十二条 指定定期検査機関は、検査業務の全
部又は一部を休止し、又は廃止しようとすると
きは、経済産業省令で定めるところにより、あ
らかじめ、その旨を都道府県知事又は特定市町
村の長に届け出なければならない。

2 指定定期検査機関は、毎事業年度開
始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算
を作成し、都道府県知事又は特定市町村の長に
提出しなければならない。これを変更しようと
するときも、同様とする。

2 指定定期検査機関は、毎事業年度経過後三月
以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決
算書を作成し、都道府県知事又は特定市町村の
長に提出しなければならない。

(解任命令)
第三十四条 削除
第三十五条 都道府県知事又は特定市町村の長
は、第二十八条第二号に規定する者がこの法律
若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務
規程に違反したときは、その指定定期検査機関
に対し、同号に規定する者を解任すべきことを
命ずることができる。

(役員及び職員の地位)
第三十六条 検査業務に從事する指定定期検査機
関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第
四十五号)その他の罰則の適用については、法
令により公務に從事する職員とみなす。
(適合命令)
第三十七条 都道府県知事又は特定市町村の長
は、指定定期検査機関が第二十八条第一号から
第五号までに適合しなかつたと認めるとき
は、その指定定期検査機関に対し、これらの規

定に適合するために必要な措置をとるべきこと
を命ずることができる。

(指定の取消し等)

第三十八条 都道府県知事又は特定市町村の長
は、指定定期検査機関が次の各号の一に該當す
るときは、その指定を取り消し、又は期間を定
めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ず
ることができる。

一 この節の規定に違反したとき。
二 第二十七条第一号又は第三号に該当するに
至つたとき。

三 第三十条第一項の認可を受けた業務規程に
よらないで定期検査を行つたとき。

四 第三十条第三項、第三十五条又は前条の規
定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第二十条第一項の指定を
受けたとき。

(都道府県知事等による検査業務の実施)

第三十九条 都道府県知事又は特定市町村の長
は、指定定期検査機関から第三十二条の規定に
よる検査業務の全部若しくは一部の休止の届出
があつたとき、前条の規定により指定定期検査
機関に対し検査業務の全部若しくは一部の停止
を命じたとき、又は指定定期検査機関が天災そ
の他の事由により検査業務の全部若しくは一部
を実施することが困難となつた場合において必
要があると認めるときは、当該検査業務の全部
又は一部を自ら行うものとする。

2 都道府県知事若しくは特定市町村の長が前項
の規定により検査業務の全部若しくは一部を自
ら行う場合、指定定期検査機関から第三十二条
の規定による検査業務の全部若しくは一部の廢
止の届出があつた場合又は前条の規定により指
定定期検査機関の指定を取り消した場合におけ
る検査業務の引継ぎその他の必要な事項につい
ては、経済産業省令で定める。

(事業の届出)

第四十条 特定計量器の製造の事業を行おうとす
る者(自己が取引又は証明における計量以外に
のみ使用する特定計量器の製造の事業を行う者
を除く。)は、経済産業省令で定める事業の区
分(第二号において単に「事業の区分」とい
う。)に従い、あらかじめ、次の事項を、経済産業
省令に届け出なければならない。

2 第四十一条 第二節 製造

(事業の届出)
第四十一条 特定計量器の製造の事業を行おうとす
る者(自己が取引又は証明における計量以外に
のみ使用する特定計量器の製造の事業を行う者
を除く。)は、経済産業省令で定める事業の区
分(第二号において単に「事業の区分」とい
う。)に従い、あらかじめ、次の事項を、経済産業
省令に届け出なければならない。

2 第四十二条 第二節 製造

(事業の届出)
第四十二条 届出製造事業者は、第四十条第一項
第一号、第三号又は第四号の事項に変更があつ
たときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に
届け出なければならない。

2 前項の場合において、前条の規定により届出
の規定による検査業務の全部若しくは一部の廢
止の届出があつた場合又は前条の規定により指
定定期検査機関の指定を取り消した場合におけ
る検査業務の引継ぎその他の必要な事項につい
ては、経済産業省令で定める。

(事業の届出)

第四十三条 届出製造事業者は、特定計量器を製
造したときは、経済産業省令で定める基準に従
つて、当該特定計量器の検査を行わなければな
らない。ただし、第十六条第一項第二号ロの指
定を受けた者が第九十五条第二項の規定により
検査を行う場合は、この限りでない。

(改善命令)
第四十四条 経済産業大臣は、届出製造事業者が
前条の経済産業省令で定める基準に従つて特定
計量器の検査を行つていないと認める場合にお
いて、当該特定計量器の適正な品質を確保する
ために必要があると認めるときは、その届出製
造事業者にあつては、経済産業大臣と読み替え
るものとする。

(検査義務)
第四十五条 届出製造事業者又は届出修理事業
者は、特定計量器の修理をしたときは、経済産業
省令で定める基準に従つて、当該特定計量器の
検査のための器具、機械又は装置であつて、経済
産業省令で定めるもの名称、性能及び数
の名称及び所在地

2 第四十六条 第二節 修理

(事業の区分)
第四十六条 特定計量器の製造の事業を行おうとす
る者(自己が取引又は証明における計量以外に
のみ使用する特定計量器の製造の事業を行う者
を除く。)は、経済産業省令で定める事業の区
分(第二号において単に「事業の区分」とい
う。)に従い、あらかじめ、次の事項を、経済産業
省令に届け出なければならない。

2 第四十七条 第二節 修理

(事業の届出)
第四十七条 届出修理事業者は、その届出に係る
事業場の名称及び所在地

3 当該特定計量器を製造しようとする工場又
は事業場の名称及び所在地

4 当該特定計量器の検査のための器具、機械
又は装置であつて、経済産業省令で定めるも
のの名称、性能及び数

2 第四十八条 第二節 修理

(事業の届出)
第四十八条 都道府県知事は、届出修理事業者
が前条第一項の規定による届出をした者(以下「届
出修理事業者」という。)に准用する。この場合にお
いて、第四十二条第一項中「経済産業大臣」とある
のは、「都道府県知事(電気計器の届出修理事
業者にあつては、経済産業大臣」と読み替え
るものとする。

2 第四十九条 第二節 修理

(事業の届出)
第四十九条 届出修理事業者は、第四十条第一項
第一号、第三号又は第四号の事項に変更があつ
たときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に
届け出なければならない。

2 第五十一条 第二節 修理

(事業の届出)
第五十条 特定計量器の修理をしたときは、経済
産業省令で定める基準に従つて、当該特定計量
器の検査を行わなければならぬ。ただし、第
十六条第一項第二号ロの規定により検査を行
う場合は、この限りでない。

(改善命令)
第五十一条 経済産業大臣は、届出修理事業者
が前条の経済産業省令で定める基準に従つて特
定計量器の修理をしたときは、その届出修理事
業者にあつては、経済産業大臣と読み替え
るものとする。

(検査義務)
第五十二条 届出修理事業者は、特定計量器を修
理したときは、経済産業省令で定める基準に従
つて、当該特定計量器の検査を行わなければな
らない。ただし、第十六条第一項第二号ロの指
定を受けた者が第九十五条第二項の規定により
検査を行う場合は、この限りでない。

(事業の区分)
第五十三条 特定計量器の修理をしたときは、経
済産業省令で定める基準に従つて、当該特定計
量器の検査を行わなければならぬ。ただし、第
十六条第一項第二号ロの規定により検査を行
う場合は、この限りでない。

(改善命令)
第五十四条 経済産業大臣は、届出修理事業者
が前条の経済産業省令で定める基準に従つて特
定計量器の修理をしたときは、その届出修理事
業者にあつては、経済産業大臣と読み替え
るものとする。

(検査義務)
第五十五条 届出修理事業者は、特定計量器を修
理したときは、経済産業省令で定める基準に従
つて、当該特定計量器の検査を行わなければな
らない。ただし、第十六条第一項第二号ロの指
定を受けた者が第九十五条第二項の規定により
検査を行う場合は、この限りでない。

(事業の区分)
第五十六条 特定計量器の修理をしたときは、経
済産業省令で定める基準に従つて、当該特定計
量器の検査を行わなければならぬ。ただし、第
十六条第一項第二号ロの規定により検査を行
う場合は、この限りでない。

(改善命令)
第五十七条 経済産業大臣は、届出修理事業者
が前条の経済産業省令で定める基準に従つて特
定計量器の修理をしたときは、その届出修理事
業者にあつては、経済産業大臣と読み替え
るものとする。

(検査義務)
第五十八条 届出修理事業者は、特定計量器を修
理したときは、経済産業省令で定める基準に従
つて、当該特定計量器の検査を行わなければな
らない。ただし、第十六条第一項第二号ロの指
定を受けた者が第九十五条第二項の規定により
検査を行う場合は、この限りでない。

2 第五十九条 第二節 修理

(事業の届出)
第五十九条 届出修理事業者は、その届出に係る
事業場の名称及び所在地

3 当該特定計量器を修理しようとする工場又
は事業場の名称及び所在地

4 当該特定計量器の修理のための器具、機械
又は装置であつて、経済産業省令で定めるも
のの名称、性能及び数

2 第六十一条 第二節 修理

(事業の届出)
第六十一条 都道府県知事は、届出修理事業者
が前条第一項の規定による届出をした者(以下「届
出修理事業者」という。)に准用する。この場合にお
いて、第四十二条第一項中「経済産業大臣」とある
のは、「都道府県知事(電気計器の届出修理事
業者にあつては、経済産業大臣」と読み替え
るものとする。

2 第六十二条 第二節 修理

(事業の届出)
第六十二条 特定計量器の修理をしたときは、経
済産業省令で定める基準に従つて、当該特定計
量器の検査を行わなければならぬ。ただし、第
十六条第一項第二号ロの規定により検査を行
う場合は、この限りでない。

(改善命令)
第六十三条 特定計量器の修理をしたときは、経
済産業省令で定める基準に従つて、当該特定計
量器の検査を行わなければならぬ。ただし、第
十六条第一項第二号ロの規定により検査を行
う場合は、この限りでない。

(検査義務)
第六十四条 経済産業大臣は、届出修理事業者
が前条の経済産業省令で定める基準に従つて特
定計量器の修理をしたときは、その届出修理事
業者にあつては、経済産業大臣と読み替え
るものとする。

(事業の区分)
第六十五条 特定計量器の修理をしたときは、経
済産業省令で定める基準に従つて、当該特定計
量器の検査を行わなければならぬ。ただし、第
十六条第一項第二号ロの規定により検査を行
う場合は、この限りでない。

(改善命令)
第六十六条 経済産業大臣は、届出修理事業者
が前条の経済産業省令で定める基準に従つて特
定計量器の修理をしたときは、その届出修理事
業者にあつては、経済産業大臣と読み替え
るものとする。

(検査義務)
第六十七条 特定計量器の修理をしたときは、経
済産業省令で定める基準に従つて、当該特定計
量器の検査を行わなければならぬ。ただし、第
十六条第一項第二号ロの規定により検査を行
う場合は、この限りでない。

(事業の区分)
第六十八条 特定計量器の修理をしたときは、経
済産業省令で定める基準に従つて、当該特定計
量器の検査を行わなければならぬ。ただし、第
十六条第一項第二号ロの規定により検査を行
う場合は、この限りでない。

(改善命令)
第六十九条 経済産業大臣は、届出修理事業者
が前条の経済産業省令で定める基準に従つて特
定計量器の修理をしたときは、その届出修理事
業者にあつては、経済産業大臣と読み替え
るものとする。

(検査義務)
第七十条 特定計量器の修理をしたときは、経
済産業省令で定める基準に従つて、当該特定計
量器の検査を行わなければならぬ。ただし、第
十六条第一項第二号ロの規定により検査を行
う場合は、この限りでない。

(事業の区分)
第七十一条 特定計量器の修理をしたときは、経
済産業省令で定める基準に従つて、当該特定計
量器の検査を行わなければならぬ。ただし、第
十六条第一項第二号ロの規定により検査を行
う場合は、この限りでない。

(改善命令)
第七十二条 経済産業大臣は、届出修理事業者
が前条の経済産業省令で定める基準に従つて特
定計量器の修理をしたときは、その届出修理事
業者にあつては、経済産業大臣と読み替え
るものとする。

(検査義務)
第七十三条 特定計量器の修理をしたときは、経
済産業省令で定める基準に従つて、当該特定計
量器の検査を行わなければならぬ。ただし、第
十六条第一項第二号ロの規定により検査を行
う場合は、この限りでない。

(事業の区分)
第七十四条 特定計量器の修理をしたときは、経
済産業省令で定める基準に従つて、当該特定計
量器の検査を行わなければならぬ。ただし、第
十六条第一項第二号ロの規定により検査を行
う場合は、この限りでない。

省令で定める基準に従つて、当該特定計量器の検査を行わなければならない。

（改善命令）

経済産業大臣又は都道府県知事は、届出製造事業者又は届出修理事業者が前条の経済産業省令で定める基準に従つて特定計量器の検査を行っていないと認める場合において、当該特定計量器の適正な品質を確保するため必要があると認めるときは、その届出製造事業者又は届出修理事業者に対し、当該特定計量器の検査の方法の改善に關し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（検定証印等の除去）

第四十九条 検定証印等、第七十四条第二項若しくは第三項の合番号又は第七十五条第二項の装置検査証印が付されている特定計量器の改造に限る。次項において同じ。）又は修理をした者は、これらの検定証印等、合番号又は装置検査証印を除去しなければならない。ただし、届出製造事業者若しくは届出修理事業者が当該特定計量器について、又は第一百二十七条第一項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器について、経済産業省令で定める修理をした場合において、その修理をした特定計量器の性能が経済産業省令で定めた技術上の基準に適合し、かつ、その差が経済産業省令で定める使用公差を超えないときは、この限りでない。

第八十四条第一項（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の表示が付されていいる特定計量器の改造又は修理をした者は、その表示を除去しなければならない。ただし、届出製造事業者若しくは届出修理事業者が当該特定計量器について、又は第一百二十七条第一項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器について、経済産業省令で定める修理をした場合は、この限りでない。

変成器の製造又は修理の事業を行う者は、第十七条第二項の合番号が付されている変成器の改造又は修理（経済産業省令で定める軽微な修理を除く。）をしたときは、その合番号を除去しなければならない。

（有効期間のある特定計量器に係る修理）

第五十条 届出製造事業者又は届出修理事業者は、第七十二条第二項の政令で定める特定計量器の改

器であつて一定期間の経過後修理が必要となるものとして政令で定めるものについて、経済産業省令で定める基準に従つて修理をしたときは、経済産業省令で定める基準に従つて修理をして、これに表示を付することができる。

（表示）

前項の表示には、その修理をした年を表示するものとする。

何人も、第一項に規定する場合を除くほか、

特定計量器に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（事業の届出）

第三節 販売

第五十一条 政令で定める特定計量器の販売（輸出のための販売を除く。）の事業を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分（第二号において單に「事業の区分」という。）に従い、あらかじめ、次の事項を、当該特定計量器の販売をしようとする営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

ただし、届出製造事業者又は届出修理事業者が

（輸出のための販売を除く。）の事業を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分（第二号において單に「事業の区分」という。）に従い、あらかじめ、次の事項を、当該特定計量器の販売をしようとする営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

ただし、届出製造事業者又は届出修理事業者が

（輸出のための販売を除く。）の事業を行おうとするときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 当該特定計量器の販売をしようとする営業所の名称及び所在地

（遵守事項）

第四十一条 第四十二条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項の規定は、前項の規定によることに准用する。この場合において、第四十二条第一項及び第四十五条第一項中「経済産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（譲渡等の制限）

第五十三条 主として一般消費者の生活の用に供される特定計量器（第五十七条第一項の政令で定める特定計量器を除く。）であつて政令で定められたるための届出製造事業者は、当該特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するようにして、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。

（譲渡等の制限）

第五十四条 前項第一項に規定する届出製造事業者は、同項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものを販売しなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を販売する場合は、この限りでない。

（表示）

第五十五条 前項第一項に規定する届出製造事業者又は同項第二項に規定する者は、当該特定計量器を販売する時までに、経済産業省令で定めることにより、これに表示を付さなければならぬ。

（表示）

第五十六条 経済産業大臣は、経済産業省令で、前項第一項の政令で定める特定計量器の販売に當たりその販売の事業を行おう（以下この条において「販売事業者」という。）が遵守すべき事項を定めることができる。

（指定）

第五十七条 都道府県知事は、販売事業者が前項の経済産業省令で定める特定計量器に係る事項を定めることにより、これに表示を付さなければならぬ。

（表示）

第五十八条 第十七条第一項の指定は、特殊容器の製造の事業を行おう（以下この節において「製造者」という。）又は外国において本邦に輸出される特殊容器の製造の事業を行おう（以下この節において「外国製造者」という。）の申請により、その工場又は事業場ごとに行う。

（改善命令）

都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれを従わなかつたときは、その旨を公表することができます。

（表示）

前項の表示には、その修理をした年を表示するものとする。

何人も、第一項に規定する場合を除くほか、

特定計量器に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（第三節 販売）

第四節 特別な計量器

（製造等における基準適合義務）

第五十三条 主として一般消費者の生活の用に供される特定計量器（第五十七条第一項の政令で定める特定計量器を除く。）であつて政令で定められたるための届出製造事業者は、当該特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するようにして、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。

（製造等における基準適合義務）

第五十四条 前項第一項又は第四十六条第一項第一項の規定による届出に係る特定計量器であつてその者が製造又は修理をしたもののが販売の事業を行おうとするときは、この限りでない。

（製造等における基準適合義務）

第五十五条 体温計その他の政令で定める特定計量器の製造、修理又は輸入の事業を行おう者は、

（製造等における基準適合義務）

第五十六条 経済産業大臣は、第五十三条第一項に規定する届出製造事業者又は同条第二項に規定する者が同条第一項又は第二項の規定に違反して、特定計量器を販売する場合において、あらかじめ都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

（改善命令）

都道府県知事は、第一項の経済産業省令で定める事項を遵守しないため第二項の規定による勧告を受けた販売事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対する、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれを従わなかつたときは、その旨を公表することができます。

（表示）

前項の表示には、その修理をした年を表示するものとする。

何人も、第一項に規定する場合を除くほか、

特定計量器に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（第三節 特殊容器製造事業）

第五十七条 第十七条第一項の指定は、特殊容器の製造の事業を行おう（以下この節において「製造者」という。）又は外国において本邦に輸出される特殊容器の製造の事業を行おう（以下この節において「外国製造者」という。）の申請により、その工場又は事業場ごとに行う。

(指定の申請)

第五十九条 第十七条第一項の指定を受けようとする製造者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 特殊容器の製造及び検査の方法に関する事項（経済産業省令で定めるものに限る。）

四 その者が製造した特殊容器であることを表示するための記号（指定の基準）

第六十条 第六十七条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない製造者は、第十七条第一項の指定を受けることができない。

二 経済産業大臣は、第十七条第一項の指定の申請が次の各号に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 特殊容器の製造の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 特殊容器の検査の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。（承継）

第六十一条 第十七条第一項の指定を受けた製造者（以下「指定製造者」という。）が当該指定に係る事業の全部を譲渡し、又は指定製造者について相続、合併若しくは分割（当該指定に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その指定製造者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が前条第一項に該当するときは、この限りでない。（変更の届出等）

第六十二条 指定製造者は、第五十九条各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

二 前項の場合において、前条の規定により指定製造者の地位を承継した者は、その事實を証する書面を提出しなければならない。（表示）

第六十三条 指定製造者は、その指定に係る工場又は事業場において製造した特殊容器が次の各

号に適合するものであるときは、経済産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

一 第十七条第一項の経済産業省令で定める型式に属すること。

二 その器差が経済産業省令で定める容量公差を超えないこと。

三 特殊容器に、経済産業省令で定める方法により、第五十九条第四号の規定により同条の申請書に記載した記号及びその型式について第十七条第一項の経済産業省令で定める容量を表記しなければならない。

二 何人も、第一項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する場合を除くほか、特殊容器に第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。（適合命令）

第六十四条 経済産業大臣は、指定製造者が第六十条第二項各号に適合しなくなつたと認めるとときは、その指定製造者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（廃止の届出）

第六十五条 指定製造者は、その指定に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。（指定の失効）

第六十六条 指定製造者が、指定製造者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第六十二条第一項又は第六十三条第二項若しくは第三項の規定に違反したとき。

二 第六十四条の規定による命令に違反したとき。

三 不正の手段により第十七条第一項の指定を受けたとき。

（表示の除去）

第六十八条 特殊容器の輸入（商品を入れ、その商品とともに輸入する場合を含む。以下この条において同じ。）の事業を行う者（以下「特殊容器輸入者」という。）は、第六十三条第一項（次条第一項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されている場合を除くほ

か、第六十三条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が付されている特殊容器を輸入したときは、これを譲渡し、又は貸し渡す時までにその表示を除去しなければならない。（外国製造者に係る指定）

第六十九条 第五十九条及び第六十条の規定は外國製造者に係る第十七条第一項の指定に、第六十一条から第六十七条までの規定は同項の指定を受けた外國製造者（以下「指定外國製造者」という。）に準用する。この場合において、第六十条第一項中「第六十七条」とあるのは、「第六十九条第一項において準用する第六十七条又は第六十九条第二項」と、第六十三条第三項中「何人も」とあるのは、「指定外國製造者は」と、「特殊容器」とあるのは、「本邦に輸出される特殊容器」と、第六十四条中「命ずる」とあるのは、「請求する」と、第六十七条第二号中「命令に違反したとき」とあるのは、「請求に応じなかつたとき」と読み替えるものとする。

二 経済産業大臣は、前項において準用する第六十七条の規定によるもののほか、指定外國製造者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 経済産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定外國製造者に對し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

二 経済産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定外國製造者の工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫において、特殊容器、特殊容器の製造若しくは検査のための設備、帳簿、書類その他の物件について検査させ、又は関係人に質問させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

三 次項の規定による費用の負担をしないとき。

二 前項第二号の規定による検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける指定外國製造者の負担とする。

（検定の申請）

第七十条 特定計量器について第十六条第一項第二号の検定（以下単に「検定」という。）を行つた年月を表示するものとする。

（検定の申請）

第一節 検定、び装置検査及

第二節 構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令で定める特定計量器の検定証印の有効期間は、その政令で定める期間とし、その満了の年月を検定証印に表示するものとする。

三 第十九条第一項又は第百十六条第一項の政令で定める特定計量器の検定証印には、その検定を行つた年月を表示するものとする。

受けようとする者は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。（合格条件）

第七十一条 検定を行つた特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。ただし、第八十四条第一項（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）に規定する場合において準用する場合を除くほか、その構造（性能及び材料の性質を含む。以下同じ。）が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

二 その器差が経済産業省令で定める検定公差を超えないこと。

- 5 檢定を行つた電気計器に第七十四条第一項又は第三項の合番号が付されているときは、その合番号を除去する。

(変成器付電気計器検査の申請)

第七十三条 電気計器について変成器付電気計器検査を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定により申請を行う場合には、電気計器にこれとともに使用する変成器を添えなければならない。ただし、次条第二項の合番号であつて、これに表示された日から起算して経済産業省令で定める期間を経過していないものが付されている変成器とともに使用しようとする電気計器について変成器付電気計器検査を受けた場合において、その変成器に関する経済産業省令で定める事項を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(合格条件及び合番号)

第七十四条 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関は、経済産業省令で定める方法により変成器付電気計器検査を行い、電気計器及びこれとともに使用される変成器が次の各号(前条第二項ただし書の規定により変成器が添えられていない場合については、第二号)に適合するときは、合格とする。

一 変成器の構造及び誤差が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

二 電気計器が当該変成器とともに使用される場合の誤差が経済産業省令で定める公差を超えないこと。

3 前条第二項ただし書に規定する場合においては、変成器付電気計器検査に合格した電気計器及びこれとともに使用する変成器には、経済産業省令で定めるところにより、合番号を付する。この場合において、変成器に付する合番号には、変成器付電気計器検査を行つた日を表示するものとする。

4 前条第二項ただし書に規定する場合においては、変成器付電気計器検査に合格した電気計器には、経済産業省令で定めるところにより、当該変成器に付されている合番号と同一の合番号を付する。

- | | | |
|-------|--|--|
| | 4 | 変成器付電気計器検査に合格しなかつた電気計器又はこれとともに使用する変成器に前二項の合番号が付されているときは、これを除去する。 |
| 第七十五条 | 2 | 車両等装置用計量器について装置検査を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。 |
| | 2 | 経済産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関は、経済産業省令で定める方法により装置検査を行い、車両等装置用計量器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するときは合格とし、経済産業省令で定めるところにより、装置検査証印を付する。 |
| | 3 | 装置検査証印の有効期間は、車両等装置用計量器ごとに政令で定める期間とし、その満了の年月を装置検査証印に表示するものとする。 |
| | 4 | 装置検査に合格しなかつた車両等装置用計量器に装置検査証印が付されているときは、これを除去する。 |
| | 第二節 | 型式の承認 |
| | | (製造事業者に係る型式の承認) |
| 第七十六条 | 2 | 届出製造事業者は、その製造する特定計量器の型式について、政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。 |
| | 2 | 前項の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣又は日本電気計器検定所に提出しなければならない。 |
| | 1 | 氏名又は名称及び住所並びに法人について
は、その代表者の氏名 |
| 二 | 第四十条第一項の経済産業省令で定める事業の区分 | |
| 三 | 当該特定計量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地 | |
| 四 | 第四十条第一項の規定による届出の年月日 | |
| 3 | 前項の申請書には、経済産業省令で定めるところにより、試験用の特定計量器及び構造図その他の書類を添えなければならない。ただし、第七十八条第一項の試験に合格した特定計量器の型式について第一項の承認を受けようとする場合において、当該試験に合格したことを見せる書面を添えたときは、この限りでない。 | |
| | (承認の基準) | |
| 第七十七条 | 第八十八条(第八十九条第四項において準用する場合を含む。)又は第八十九条第一項にお | |
| | (指定検定機関の試験) | |
| 第七十七条 | 2 | 経済産業大臣又は日本電気計器検定所は、前条第一項の承認の申請に係る特定計量器の構造が第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、その承認をしなければならない。 |
| | 2 | (指定検定機関の試験) |
| 第七十七条 | 2 | 届出製造事業者は、第七十六条第一項の承認を受けようとする型式の特定計量器について、当該特定計量器の検定を行う指定検定機関の行う試験を受けることができる。 |
| | 2 | 前項の試験を受けようとする届出製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、試験用の特定計量器及び構造図その他の書類を当該指定検定機関に提出しなければならない。 |
| | 3 | 第一項の試験においては、その試験用の特定計量器の構造が第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、合格とする。 |
| | (変更の届出等) | |
| 第七十七条 | 2 | 第七十六条第一項の承認を受けた届出製造事業者(以下「承認製造事業者」という。)は、同条第二項第一号又は第三号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣又は日本電気計器検定所に届け出なければならない。 |
| | 2 | 第六十一条及び第六十二条第二項の規定は、承認製造事業者に準用する。この場合において、第六十一条中「前条第一項」とあるのは、「第七十七条第一項」と、同項中「前項」とあるのは、「第七十九条第一項」と読み替えるものとする。 |
| | (承認製造事業者に係る基準適合義務) | |
| 第八十条 | 2 | 承認製造事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準(同条第二項の経済産業省令で定めるものを除く。以下「製造技術基準」という。)に適合するようにしなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。 |
| | (輸入事業者に係る型式の承認等) | |
| 第八十一条 | 2 | 特定計量器の輸入の事業を行う者(以下「輸入事業者」という。)は、その輸入す |

- 2 第七十六条第二項（第二号及び第四号を除く。）及び第三項、第七十七条並びに第七十八条の規定は、前項の承認に準用する。この場合において、第七十六条第二項第三号中「製造する工場又は事業場の名称及び所在地」とあるのは、「製造する者の氏名又は名称及び住所」と読み替えるものとする。

3 第六十一条、第六十二条第二項及び第七十九条第一項の規定は、第一項の承認を受けた輸入事業者（以下「承認輸入事業者」という。）に準用する。この場合において、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第七十七条第一項」と、第六十二条第二項中「前項」とあるのは「第八十一条第三項において準用する第七十九条第一項」と読み替えるものとする。

（承認輸入事業者に係る基準適合義務）

第八十二条 承認輸入事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を販売するときは、製造技術基準に適合するものを販売しなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を販売する場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

2 前項の承認の更新の申請に関する必要な手続的項目は、経済産業省令で定める。

（表示）

第八十四条 承認製造事業者又は承認輸入事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器（第八十条ただし書又は第八十二条ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は販売されるものを除く。）を製造し、又は輸入したときは、表示を付すことができる。

2 第五十条第一項の政令で定める特定計量器に付する前項の表示には、その表示を付した年を表示するものとする。

3 何人も、第一項（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）に規定する場合を除く

在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該計量証明の事業を適正に行う能力を有するものとして政令で定めるものが当該計量証明の事業を行なう場合及び政令で定める法律の規定に基づきその業務を行なうことについて登録、指定その他の処分を受けた者が当該業務として当該計量証明の事業を行なう場合は、この限りでない。

一 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明(船積貨物の積込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。)の事業

二 濃度、音圧レベルその他の物象の状態の量で政令で定めるものの計量証明の事業(前号に掲げるものを除く。)

第一百八条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書をその事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 事業所の所在地

四 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置であつて経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数

五 その事業に係る業務に從事する者であつて次に掲げるものの氏名(イに掲げるものについては、氏名及びその登録番号)及びその職務の内容

イ 事業の区分に応じて経済産業省令で定める計量士

ロ 事業の区分に応じて経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者

(登録の基準)
第一百九条 都道府県知事は、第百七条の登録請求が次の各号に適合するときは、その登録をしなければならぬ。
 一 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

(事業規程)
第一百十条 第百七条の登録を受けた者(以下「計量証明事業者」という。)は、その登録に係る事業の実施の方法に関し経済産業省令で定める事項を記載した事業規程を作成し、その登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

第一百零一条 第百七条の二 計量証明事業者は、その計量証明の事業について計量証明を行つたときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、計量証明に係る証明書に同項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

3 前項に規定するもののはか、計量証明事業者は、計量証明に係る証明書以外のものに、第一項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

(適合命令)
第一百十一条 都道府県知事は、計量証明事業者が第百九条各号に適合しなくなつたと認めるときは、その計量証明事業者に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の失効)
第一百十二条 計量証明事業者がその登録に係る事業を廃止したとき、又はその登録をした都道府県知事の管轄区域外に事業所を移転したときは、その登録は効力を失う。

(登録の取消し等)
第一百十三条 都道府県知事は、計量証明事業者の保持、計量の方法の改善その他適正な計量の実施を確保するため必要な措置を講ずることをいう。以下同じ。)を行うものであること。

三 当該事業が第二百二十二条の二に規定する特定計量証明事業のうち適正な計量の実施を確保することが特に必要なものとして政令で定める事業である場合には、同条の認定を受けていること。

第一百十四条 第九十二条第一項の規定は第百七条の登録に、第六十一条、第六十二条及び第六十五条の規定は計量証明事業者に準用する。この場合において、第九十二条第一項第一号及び二号中「二年」とあるのは「一年」と、同号中「第九十九条」とあるのは「第一百十三条」と、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第一百四十四条において準用する第九十二条第一項」と、第六十二条第一項中「第五十九条各号」とあるのは「第一百八条第一号又は第三号から第五号まで」と読み替えるものとする。

(経済産業省令への委任)
第一百十五条 第百七条から前条までに規定するものほか、登録証の交付、訂正、再交付及び返納、登録簿の謄本の交付及び閲覧その他の計量証明の事業の登録に関する事項は、経済産業省令で定める。

(第二節 計量証明検査)
第一百十六条 計量証明事業者は、第百七条の登録を受けた日から特定計量器ごとに政令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、計量証明に使用する特定計量器(第十六条第一項の政令で定めるものを除く。)であつて政令で定めるものについて、その登録をした都道府県知事が行う検査(以下「計量証明検査」という。)を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。

第一百十七条 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定計量証明検査機関」という。)に、計量証明検査を行わせることができる。

第一百十七条 都道府県知事は、前項の規定により指定計量証明検査機関にその計量証明検査の業務(以下この節において「検査業務」という。)の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。

(計量証明検査の合格条件)
第一百十八条 計量証明検査を行つた特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

1 検定証印等(第七十二条第二項の政令で定める特定計量器にあっては、有効期間を経過しないものに限る。)が付されていること。

2 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

3 その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないこと。

第一百十九条 前項第二号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。

第一百二十条 第一項第三号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、基準器(第七十二条第三項の経済産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の経済産業省令で定める標準物質)を用いて定めるものとする。

三 不正の手段により前条第一項の登録を受けたとき。

(名称の使用制限)
第一百二十四条 計量士でない者は、計量士の名称を用いてはならない。

(計量士国家試験)
第一百五十五条 計量士国家試験は、計量士の区分ごとに、計量器の検査その他の計量管理に必要な知識及び技能について、毎年少なくとも一回経済産業大臣が行う。

(政令及び省令への委任)

第一百二十六条 第百二十二条から前条までに規定するもののほか、登録の申請、登録証の交付、訂正、再交付及び返納、登録簿の謄本の交付及び閲覧その他の計量士の登録に関する事項は政令で、試験科目、受験手続その他の計量士国家試験の実施細目は経済産業省令で定める。

第二節 適正計量管理事業所

第一百二十七条 経済産業大臣は、特定計量器を使用する事業所であつて、適正な計量管理を行うものについて、適正計量管理事業所の指定を行つた。

2 前項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を当該特定計量器を使用する事業所の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長)を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 事業所の名称及び所在地
三 使用する特定計量器の名称、性能及び数
四 使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分

五 計量管理の方法に関する事項(経済産業省令で定めるものに限る。)

3 第一項の指定の申請をした者は、遅滞なく、当該事業所における計量管理の方法について、当該都道府県知事又は特定市町村の長が行う検査を受けなければならない。

4 前項の規定により検査を行つた都道府県知事又は特定市町村の長は、経済産業省令で定めるところにより、当該検査の結果を経済産業大臣に報告しなければならない。(指定の基準)

第一百二十八条 経済産業大臣は、前条第一項の指定の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その指定をしなければならない。

一 特定計量器の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が、当該事業所で使用する特定計量器について、経済産業省令で定めるところにより、検査を定期的に行うものであることを用いてはならない。

二 その他計量管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。

(帳簿の記載)

第一百二十九条 第百二十七条第一項の指定を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該適正計量管理事業所において使用する特定計量器について計量士が行つた検査の結果を記載し、これを保存しなければならない。

(標識)

第一百三十条 第百二十七条第一項の指定を受けた者は、当該適正計量管理事業所において、経済産業省令で定める様式の標識を掲げることができる。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、同項の標識又はこれと紛らわしい標識を掲げてはならない。

(適合命令)

第一百三十二条 経済産業大臣は、第百二十七条第一項の指定を受けた者が第百二十八条各号に適合しなくなつたと認めるときは、その者に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第一百三十三条 経済産業大臣は、第百二十七条第一項の指定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第百三十三条第二項又は次条において準用する第六十二条第一項の規定に違反したとき。

二 次条において準用する第九十二条第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 前条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第百二十七条第一項の指定を受けたとき。

(準用)

第一百三十四条 第九十二条第一項の規定は第百二十七条第一項の指定に、第六十一条、第六十二

条、第六十五条及び第六十六条の規定は第百二十七条规定を受けた者に準用する。こ

の場合において、第九十二条第一項第一号及び第二号中「二年」とあるのは「一年」と、同号中「第九十九条」とあるのは「第百三十二条」

と、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第百三十三条において準用する第九十二条第一項」と、第六十二条第一項中「第五十九条各号」とあるのは「第百二十七条第二項各号」と読み替えるものとする。

第八章 計量器の校正等

第一節 特定標準器による校正等

(特定標準器等の指定)

第一百三十五条 経済産業大臣は、計量器の標準となる特定の物象の状態の量を表示する計量器又はこれを現示する標準物質を製造するための器具、機械若しくは装置を指定するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定により計量器の標準となる特定の物象の状態の量を表示する計量器を指定する場合において、その指定に係る計量器(以下「特定標準器」という。)を計量器の校正をされた計量器であつて、その特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いることが適當であると認められるものを併せて指定するものとする。

3 経済産業大臣は、特定標準器又は第一項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質(以下「特定標準物質」という。)が計量器の標準となる特定の物象の状態の量を表示するものとして不適當となると認めるときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、その指定の取消しに係る特定標準器について前項の規定による指定がされていいるときは、その指定を併せて取り消すものとする。

4 経済産業大臣は、第二項の規定による指定に係る計量器が特定標準器に代わり得るものとしないと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

5 経済産業大臣は、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行ふことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、特定標準器による校正等を行わなければならぬ。

(特定標準器による校正等の義務)

第一百三十六条 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行ふことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、特定標準器による校正等を行わなければならぬ。

(特定標準器による校正等の権限)

第一百三十七条 絏済産業省令で定めるところにより、特定標準器による校正等を行ふことを求められたときは、特定標準器による校正等を行ふことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、特定標準器による校正等を行わなければならぬ。

(特定標準器による校正等の申請)

第一百三十八条 第百三十五条第一項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、特定標準器による校正等を行ふことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、特定標準器による校正等を行ふことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、特定標準器による校正等を行わなければならぬ。

(欠格条項)

第一百三十九条 次の各号の一に該当する者は、第百三十五条第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第百四十四条の規定により第百三十五条第

一項の指定を取り消され、その取消しの日か

ら二年を経過しない者（第一百三十四条第三項又は第四項の規定により同条第一項又は第二百三十五条第一項の指定を取り消されたことに伴うもの）。

三、その業務を行う役員のうちに、第一号に該当する者がある者（指定の基準）。

第一百四十一条 経済産業大臣は、第二百三十五条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一、特定標準器等を用いて計量器の校正を行うもの又は第二百三十四条第一項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて特定標準物質を製造し、これを用いて計量器の校正若しくは標準物質の値付けを行うものである。

二、特定標準器による校正等の業務を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力及び経理的基礎を有するものであること。

三、法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が特定標準器による校正等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四、前号に定めるもののほか、特定標準器による校正等が不公平になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

（指定の取消し等）

第一百四十二条 経済産業大臣は、指定校正機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて特定標準器による校正等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一、この節の規定に違反したとき。

二、第二百三十九条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

三、前条第一号に適合しなくなったとき。

四、次条において準用する第三十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで特定標準器による校正等の業務を行ったとき。

五、次条において準用する第三十条第三項又は第三十七条の規定による命令に違反したとき。

六、不正の手段により第二百三十五条第一項の指定を受けたとき。

（準用）

第一百四十二条 第二十八条の二、第三十条から第三十二条まで、第三十六条、第三十七条规定による校正等は、指定校正機関及び特定標準器による校正等に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあるのは「経済産業大臣」と、第二十八条の二中「第二十条第一項」とあるのは「第二百三十五条第一項」と、第三十七条中「第二十八条第一号から第五号まで」とあるのは「第二百四十条第二号から第四号まで」と読み替えるものとする。

第二節 特定標準器以外の計量器による校正等

（登録）

第一百四十三条 計量器の校正等の事業を行う者は、校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量ごとに、経済産業大臣に申請して、登録を受けることができる。この場合において、登録に関する手続は、経済産業省令で定められる。

一、特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて計量器の校正等を行うものであること。

二、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた校正を行う機関に関する基準に適合するものであること。

三、登録年月日及び登録番号

二、登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三、登録を受けた者が計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地

四、登録を受けた者が行うのが計量器の校正か、又は標準物質の値付けかの別

五、登録を受けた者が校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量

（証明書の交付）

第一百四十四条 前条第一項の登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、同条第二項第一項に規定する場合を除く場合は、登録事業者に登録を受けたことを証明するための登録証明書を交付する。

（登録事業者）

第一百四十五条 登録事業者は、登録事業者に登録を受けたことを証明するための登録証明書を交付する。

（登録の更新）

第一百四十六条 第一百四十三条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

（登録の取消し）

第一百四十七条 第一百四十三条第一項の登録の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一、第二百四十三条第二項各号のいずれかに適合しなくなったとき。

二、不正の手段により第二百四十三条第一項の登録を受けたとき。

（報告の徴収）

第一百四十六条 第四十二条、第六十五条及び第六十六条の規定は、登録事業者に準用する。

第九章 雜則

（準用）

第一百四十八条 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、登録事業者又は取引若しくは証明における計量をする者の工場、事業場、営業所、事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、計量器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、特殊容器、特定容器又は取引若しくは証明商品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

二、経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

三、都道府県知事又は特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

四、前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

五、第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（計量器等の提出）

第一百四十九条 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、前条第一項の規定に

2 経済産業大臣は、第一百六十八条の三第一項又は第一百六十八条の六第一項の規定により、研究所又は独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査を行わせることとされることが著しく困難であると認められる計量器、特殊容器又は特定物象量が表記された特定商品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

3 国又は都道府県若しくは特定市町村は、前二項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

4 前項の規定により補償すべき損失は、第一項及び第二項の命令により通常生ずべき損失とする。

(特定物象量の表記の抹消)

第一百五十条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第一百四十八条第一項の規定により、その職員に、特定物象量が表記された特定商品を経済産業省令で定めるところにより検査させた場合において、その特定物象量の誤差が量目公差を超えるときは、その特定物象量の表記を抹消することができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による処分をするときは、その特定商品の所有者又は占有者に対して、その理由を告知しなければならない。

(検定証印等の除去)

第一百五十二条 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第一百四十八条第一項の規定により、その職員に、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている特定計量器（第十六条第一項の政令で定めるもののを除く。）を検査させた場合において、その特定計量器が次の各号の一に該当するときは、その特定計量器に付されている検定証印等を除去することができる。

一 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。

二 その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えること。

三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器にあつては、検定証印等がその有効期間を経過していること。

2 前項第一号に該当するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。第一項第二号に該当するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、基準器（第七十一条第三項の経済産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の経済産業省令で定める標準物質）を用いて定めるものとする。

3 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第一項の規定による処分をするときは、その特定計量器の所有者又は占有者に対するして、その理由を告知しなければならない。（合番号の除去）

4 第百五十二条 経済産業大臣は、第一百四十八条第一項の規定により、その職員に、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている電気計器及びこれとともに使用されている変成器を検査させた場合において、その電気計器又はこれとともに使用されている変成器が次の各号の一に該当するときは、これらに付きされている第七十四条第一項又は第三項の合番号を除去することができる。

一 變成器の構造及び誤差が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。

二 電気計器が当該変成器とともに使用される場合の誤差が経済産業省令で定める公差を超えること。

3 前項各号に該当するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。

前条第四項の規定は、第一項の規定による処分に準用する。

（装置検査証印の除去）

2 第百五十三条 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第一百四十八条第一項の規定により、その職員に、機械器具に装置されて取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている車両等装置用計量器を検査させた場合において、その車両等装置用計量器が次の各号の一に該当するときは、その車両等装置用計量器に付されている第七十五条第二項の装置検査証印を除去することができる。

一 経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。

二 第七十五条第二項の装置検査証印がその有効期間を経過していること。

2 前項第一号に該当するかどうかは、經濟産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 第百五十二条第四項の規定は、第一項の規定による処分に準用する。

(立入検査によらない検定証印等の除去)

第一百五十四条 第百五十二条第一項に規定する場合のほか、經濟産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、政令で定める特定計量器であつて取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものが同項各号の一に該当するときは、その特定計量器に付されている検定証印等を除去することができる。

2 第百五十二条第一項に規定する場合のほか、經濟産業大臣は、電気計器が変成器とともに取り又は証明における法定計量単位による計量を使用されている場合において、その電気計器又はこれとともに使用されている変成器が同項各号の一に該当するときは、これらに付されていいる第七十四条第二項又は第三項の合番号を除去することができる。

3 第百五十二条第二項から第四項までの規定は第一項の場合に、同条第四項及び第一百五十二条第二項の規定は前項の場合に準用する。この場合において、第百五十二条第四項中「理由」とあるのは、「時期及び理由」と読み替えるものとする。

第一百五十五条 削除
(計量行政審議会)

第一百五十六条 経済産業省に、計量行政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 審議会は、学識経験を有する者のうちから、經濟産業大臣が任命する会長一人及び委員十九人以内で組織する。

4 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、經濟産業省令で定めること。

(審議会への諮問)

第一百五十七条 経済産業大臣は、次の場合には、審議会に諮問しなければならない。

一 第二条第一項第一号若しくは第四項、第三条、第四条第一項若しくは第二項、第五条第二項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第五十二条第一項、第五十三条

二 第百三十四条第一項若しくは第二項の規定による指定をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定によりこれらの指定を取り消さうとするとき。

三 第百三十五条第一項の規定により特定標準器による校正等を行い、若しくは日本電気計器検定所若しくは指定校正機関に行わせ、又はこれらを取りやめようとするとき。
(手数料)

四 第百五十八条 次に掲げる者（経済産業大臣、研究所、機構又は日本電気計器検定所に対し手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、経済産業大臣、都道府県知事、特定市町村の長、日本電気計器検定所、指定定期検査機関、指定検定機関又は指定量証明検査機関が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による検査に用いる計量器について基準器検査を受ける場合は、この限りでない。

一 第十七条第一項の指定を受けようとする者

二 検定を受けようとする者

三 変成器付電気計器検査を受けようとする者

四 装置検査を受けようとする者

五 第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けようとする者

(第七十八条第一項（第八十一条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の試験に合格した特定計量器の型式について、これらの承認を受けようとする者を除く。)

六 第八十三条第一項（第八十九条第三項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の承認の更新を受けようとする者

七 第十六条第一項第二号ロの指定を受けようとする者

八 第九十二条第一項の検査を受けようとする者

九 基準器検査を受けようとする者

十 第百二十一条の二の認定を受けようとする者

十一 第百二十二条の四第一項の認定の更新を受けようとする者

第一百六十五条 経済産業大臣は、その職員であつて経済産業省令で定める資格を有するもののうちから、計量調査官を任命し、審査請求に関する事務に従事させるものとする。この場合における行政不服審査法第九条第一項の規定の適用については、同項中「審査庁に所属する職員（第十七条に規定する名簿を作成した場合については、当該名簿に記載されている者）」とあるのは、「計量調査官」とする。
（計量に関する教習）

第一百六十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。
（十五年四月三十日）

九条第三項の規定の適用については、研究開発機構、日本電気計器検定所、指定検定機関、特定量証明認定機関又は指定校正機関の上級行政機関とみなす。この法律又はこの法律に基づく命令の規定による指定定期検査機関又は指定量証明検査機関の处分又はその不作為について不服がある者には、当該指定定期検査機関又は指定量証明検査機関を指定した都道府県知事又は特定市町村の長に対して審査請求をすることができる。この場合において、都道府県知事又は特定市町村の長は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定定期検査機関又は指定量証明検査機関の上級行政機関とみなす。

済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第一項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十

四 第五章第一節の規定による検定、変成器付電気計器検査及び装置検査に關する事務

五 第五章第二節（第八十六条及び第八十八条（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定による型式の承認に關する事務

六 第五章第四節の規定による基準器検査に關する事務

七 第百三十五条から第百三十七条までの規定による特定標準器による校正等に關する事務（指定校正機関の指定に係るものと除く。）

八 第百五十九条第一項の規定による公示に關する事務（同項第五号に係るものに限る。）

九 附則第二十条の規定による比較検査に關する事務

第六百六十八条の二 次に掲げる事務を行わせるものとする。
一 第十六条第一項第二号イの規定による検定
に関する事務（指定検定機関の指定に係るもの
を除く。）
二 第十六条第二項の規定による変成器付電気
計器検査に関する事務
三 第十六条第三項の規定による装置検査に關
する事務

第六百六十八條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置・罰則に関する経過措置を含む。を定めることができる。

第一百六十七条 経済産業大臣は、定期検査、検定、装置検査、基準器検査、計量証明検査又は第百四十八条第一項の規定による検査に必要な用具であつて、経済産業省令で定めるもの（国に財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の適用を受けるものを除く。）を都道府県知事又は特定市町村の長に無償で貸し付けなければならぬ。

七 第百五十九条第一項の規定による公示に関する事務（登録事業者に係るものに限る。）
八 第百五十九条第一項の規定による公示する事務（同項第四号（第一百四十六条において準用する第六十六条の規定により登録が効力を失ったことの確認に係る部分に限る）、第十二号、第二十一号及び第二十二号に係るものに限る。）
(機構の行う立入検査)
第一百六十八条の六 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一百四十八条第一項

三 第百二十一條の四第一項の規定による認定の更新に関する事務

四 第百三十五条から第百三十七条までの規定による特定標準器による校正等に関する事務（指定校正機関の指定に係るものを除く。）

五 第百四十七条第一項の規定による報告の微収に関する事務（登録事業者に係るものに限る。）

第一百六十八条の四 経済産業大臣は、前条第一項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究所に對し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(機構が処理する事務)

第一百六十八条の五 経済産業大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一 第百二十二条の二の規定による認定に関する事務

（研究所の行う立入検査）

第百六十八条の三 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、研究所に、第百四十八条第一項又は第二項の規定による立入検査を行わせることができる。

4 経済産業大臣は、前項の規定により研究所に立入検査を行わせる場合には、研究所に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。研究所は、前項の指示に従つて第一項に規定する立入検査を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

5 第一項の規定により立入検査をする研究所の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三項、第四十五項第二項及び第一百項において準用する場合を含む。) 第九十一項第二項及び第三項並びに第百二十七項第二項から第四項までの規定により都道府県が処理することとされている事務(同条第二項から第四項までに規定するものにあっては、政令で定めるものに限る。)は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二百二十七条第二項から第四項までの規定により特定市町村が処理することとされている事務(政令で定めるものに限る。)は、地方自治

（権限の委任） 第百六十九条 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、経済産業局長に行わせることができることとする。

び前条第一項に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

又は第二項の規定による立入検査を行わせる」とができる。

2 第百六十八条の三 第二項から第四項までの規定は、機構の行う立入検査に準用する。

(機構に対する命令)

第六百六十八条の七 経済産業大臣は、第一百六十八条の五(第一百四十五条、第一百四十七条第一項及び第一百四十八条第一項に係る部分に限る。)及び前条第一項に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に關し必要な命令をすることができる。

(都道府県が処理する事務)

第六百六十八条の八 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第六百六十九条 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、経済産業局長に行わせることができること。

(事務の区分)

第六百六十九条の二 第四十一条第二項(第四十二条第三項、第四十五条第二項及び第一百条において準用する場合を含む。)、第九十一条第二項及び第三項並びに第一百二十七条第二項から第四項までの規定により都道府県が処理することとされている事務(同条第二項から第四項までに規定するものにあつては、政令で定めるものに限る。)は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 第百二十七条第二項から第四項までの規定により特定市町村が処理することとされている事務(政令で定めるものに限る。)は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

七条の規定に違反した者

第十章 罰則

第一百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十七条第一項若しくは第二項又は第一百百二十二条第二項及び第一百二十二条の十において準用する場合を含む。)又は第一百四十二条の

規定による業務の停止の命令に違反した場合は、その違反行為をした指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第一百七十二条 次の各号のいずれかに該当する者

は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十六條第一項から第二項まで、第十七条

第二項、第四十九条第一項若しくは第三項、第六十九条、第七十二条第二項又は第一百一十六

第六十九条 第九十七条第二項又は第一百一十九条第一項若しくは第二項の規定に違反した者

二 第六十三条第三項、第八十四条第三項又は
第三百一十七条の規定に違反して之を

第九十七條第一項の規定に違反して表示を付した者

第一百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者

は、五十万円以下の罰金に処する。

項、第十八条、第十九条第一項若しくは第二

項、第四十九条第二項、第六十三条第二項、第八十五条又は第一百二十四条の規定に違反する

第ノ十五条又は第二百二十四条の規定に違反した者

二 第十五条第三項、第五十六条、第六十四
条、第八、二十六、第七十一、八、第一百一十二、

第八十六条 第九十八条 第百十一条
第一百二十三条又は第一百三十一条の規定による

命令に違反した者

第三百一十五条第三項（第一百一十条第二項）において準用する場合を含む。）の規定に違反しない

第二十三条第一項各号に適合する旨を証

明書に記載した計量士 第五十一条第三項又は第五十四条第三項の規定

四 第五条第三項又は第五条第四項第三項の規定に違反して表示を付した者

第五百四十四条第一項の規定に違反して表示を

六 第五十五条の規定に違反して特定計量器を付さなかつた者

販売し、又は販売の目的で陳列した者

第九十五条第二項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記

録を作成し、又は検査記録を保存しなかつ

た者 第百十一条の二第二項、第一百二十二条の第三項

二項、第一百三十六条规定第二项又第一百四十四条

第三項の規定に違反して標章を付した者
第三百二十一條の規定による懲罰

九 第百二十九条の規定は違反して検査の結果を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保

存しなかつた者

第一百七十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百七十条又は第百七十九条の規定による違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、各本条の罰金刑を科する。

第一百七十八条 第六十二条第一項（第百十四条及び第百三十三条において準用する場合を含む。）、第七十九条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第九十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第一百七十九条 第百六十八条の四又は第百六十九条の七の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした研究所又は機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第一百八十条 第四十二条第一項（第四十六条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十五条第一項（第四十六条第二項及び第五十二条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十五条（第一百四条、第一百二十二条の六、第百三十三条及び第四十六条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

4 前三項に規定する計量単位の定義は、政令で定める。

附則別表第三の下欄に掲げる計量単位及びこの量単位については、これらの規定で定める期日後においても、政令でなお法定計量単位とみなすことができる。

4 第四条 前条第一項から第三項までに規定する計量単位の定義は、政令で定める期日後においても、政令でなお法定計量単位とみなすことができる。

2 前項の場合においては、その政令で当該計量単位を法定計量単位とみなす期限並びにこれを用いることができる取引又は証明の範囲及びこれらを用いる方法を定めなければならない。

(ヤード・ポンド法による計量単位)

第五条 ヤード・ポンド法による計量単位及びその定義は、政令で定める。

2 前項の政令で定めるヤード・ポンド法による計量単位は、次に掲げる取引又は証明に用いる場合にあっては、当分の間、法定計量単位とみなす。

一 航空機の運航に関する取引又は証明その他の航空に関する取引又は証明であつて政令で定めるもの

二 その物象の状態の量が前項の政令で定めるヤード・ポンド法による計量単位により表記されて輸入された商品であつて政令で定めるものに係る取引又は証明

(仮馬力)

第六条 仮馬力は、内燃機関に関する取引又は証明その他の政令で定める取引又は証明に用いる場合にあっては、当分の間、工率の法定計量單位とみなす。

2 仮馬力の定義は、政令で定める。

(記号)

第七条 附則第三条第一項から第三項まで、第五条第一項及び前条第一項に規定する計量単位の記号であつて、計量単位の記号による表記において標準となるべきものは、經濟産業省令で定める。

第八条 附則第三条第一項から第三項までに規定する期日以前に、これらの規定で定める計量単位による表示を文書に記載し、又は商品その他の物件に付したときは、その表示は、新法第八（計量単位の表示等）

条第一項の規定にかかるわらず、当該期日後においても、取引又は証明に用いることができる。次条第一項に規定する計量器については、新

項の通商産業省令で定める事業の区分について、同項の規定による届出をしたものとみなす。

九十一条第一項の検定証印の有効期間は、これに表示された同条第二項の有効期間の満了の日までとする。

² 前項の政令で定める日は、施行日から起算して五年を超えることができない。

法第八条第一項の規定にかかるわらず、附則第三条第一項から第三項までに規定する期日後においても、これを用いて新法第二条第三項の政令で定める計量をすることができる。

(修理の事業)
第十二条 この法律の施行の際現に旧法第三十一
条の登録を受けている者は、その登録に係る同
条の通商産業省令で定める事業の区分に属する
特定計量器が属する新法第四十六条第一項の通
商産業省令で定める事業の区分について、同項
の規定による届出をしたものとみなす。

附則第二十九条第二項の規定により新法第八十四条第一項（新法第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の表示とみなされた旧法第九十六条の六第一項又は第九十六条の十の三第一項の型式承認番号が付された新法第五十条第一項の政令で定める特定計量器についての新法第七十七条第二項の適用については、同項中「第八十四条第一項の表示が付されてから」とあるのは、「この法律の施行の日から」とする。

(計量器) 第九条 附則第三条第一項から第三項までに規定する計量単位による目盛又は表記を付した計量

器であつて、その目盛又は表記が、同条第一項から第三項までに規定する期日以前に付されたものについては、新法第九条第一項の規定は、適用しない。

2 附則第五条第一項又は第六条第一項に規定する計量単位による目盛又は表記を付した計量器であつて政令で定めるものについては、当分の間、新法第九条第一項の規定は、適用しない。
(定期検査)

第十一条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年に行われる新法第十九条第一項の定期検査についての司頂の規定の適用に

ついては、同項第三号中「付されている特定計量器」とあるのは、「付されている特定計量器」であるが、(昭四二)一六三法規第二百二号。人

及び計量法（昭和二十六年法律第二百七号）以下「旧法」という。）第一百三十六条若しくは第一百五十二条の検査済証印又は旧法第一百四十六条の定期検査済証印であつて、当該定期検査を行

う年と同一の年を表示する数字が付されている
特定計量器」とする。
施行丁度二年正月の計量法（以下「日法」）に

施行日前に改正前の語彙法（以下「旧法」という。）第一百四十三条の規定によりその期日及び場所が公示され、施行日以後に行われる定期検査の合格条件については、なお従前の例によ

(製造の事業)

の登録を受けている者は、施行日に、その登録に係る同条の通商産業省令で定める事業の区分に属する特定計量器が属する新法第四十条第一

(修理の事業)

第十二条 この法律の施行の際現に旧法第三十一条の登録を受けている者は、その登録に係る同条の通商産業省令で定める事業の区分に属する特定計量器が属する新法第四十六条第一項の通商産業省令で定める事業の区分について、同項の規定による届出をしたものとみなす。

(販売の事業)

第十三条 この法律の施行の際現に旧法第四十七条第一項の登録を受けている者は、その登録に係る同項の通商産業省令で定める事業の区分に属する特定計量器が属する新法第五十一条第一項の通商産業省令で定める事業の区分について、同項の規定による届出をしたものとみなす。

2 施行日前にした旧法第四十七条第二項の規定による届出に係る特定計量器の販売の事業については、新法第五十一条第一項の規定は、適用しない。

(検定の申請等)

第十四条 施行日前にされた旧法第八十六条の検定若しくは旧法第一百六条の基準器検査の申請であつて、この法律の施行の際、合格若しくは不合格の処分がなされていないもの又は施行日前にされた旧法第九十五条、第九十六条の第三第一項若しくは第九十六条の十の二第一項の承認、旧法第一百二十三条の登録若しくは旧法第七百七十三条、第一百八十一一条の二若しくは第一百八十一一条の十の二第一項の指定の申請であつて、この法律の施行の際、承認、登録若しくは指定をするかどうかの処分がなされていないものについては、これらの処分については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた旧法第九十六条の二第一項、第九十六条の三第二項又は第九十六条の二第二項の試験の申請であつて、この法律の施行の際、合格又は不合格の判定がなされないものについての合格又は不合格の判定については、なお従前の例による。

(検定証印)

第十五條 旧法第九十一条第一項の規定により付

附則第二十九条第二項の規定により新法第八十四条第一項（新法第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の表示とみなされた旧法第九十六条の六第一項又は第九十六条の十の三第一項の型式承認番号が付された新法第五十条第一項の政令で定める特定計量器についての新法第七十七条第二項の適用については、同項中「第八十四条第一項の表示が付されてから」とあるのは、「この法律の施行の日から」とする。

（合番号）

第十六条 旧法第九十一条第四項の規定により、電気計器及びこれとともに使用される変成器に付された合番号は、新法第七十四条第二項又は第三項の合番号とみなす。

（装置検査）

第十七条 附則第十五条第一項の規定により新法第七十二条第一項の検定証印とみなされた旧法第九十一条第一項の検定証印が付されている車両等装置用計量器については、当該検定証印の有効期間の満了の日までは、新法第十六条第三項の規定は、適用しない。

（型式の承認）

第十八条 この法律の施行の際現に旧法第九十五条、第九十六条の三第一項又は第九十六条の十二の二第一項の承認を受けている者（計量法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百十二号）附則第十四条の規定により旧法の規定による承認を受けたとみなされた者を含む。）は、当該承認に係る型式について、施行日に、新法第七十六条第一項（第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けたものとみなす。）前項の規定により新法第七十六条第一項又は第八十一条第一項の承認を受けたものとみなされた者についての新法第八十条ただし書又は第八十二条ただし書の適用については、これらの規定中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から六十日以内に」とする。

（指定製造事業者）

第十九条 新法第十六条第一項第二号ロの指定は、新法第四十条第一項の通商産業省令で定める事業の区分ごとに特定計量器の製造に係る品質管理の状況を勘案して政令で定める日以後に行う。

第二十一条 経済産業大臣は、当分の間、政令で定める特定計量器の比較検査を行うことができる。

前項の規定により経済産業大臣が比較検査を行ふ場合においては、旧法第九十九条（第一項第一号を除く。）、第一百一条第一項、第二百二条及び第二百四条の規定は、当該比較検査について、なおその効力を有する。この場合において、旧法第九十九条第一項第二号中「通商産業省令」とあるのは「経済産業省令」と、同項第三号中「政令」とあるのは「経済産業省令」と、同条第一項及び第三項中「通商産業省令」とあるのは「経済産業省令」と、旧法第二百四条第一項中「第八十九条第一項第一号から第三号まで」と

3 新法第一百六十条第一項の規定は、比較検査に準用する。あるのは「第八十八条第一項第二号及び第三号」とする。

4 施行日前に旧法第一百一条第一項の規定により付された比較検査証印（比較検査の有効期間を経過していないものに限る。）及び施行日以後に第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項の規定により付された比較検査証印は、新法第十六条第一項、第四十九条第一項、第七十二条第四項、第一百八十八条第一項、第一百十九条第三項及び第一百五十五条第一項

の適用については、新法第七十二条第一項の検定証印とみなす。

第一項の比較検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

第二十一条 旧法第百九条の規定により付された基準器検査証印は、新法第百四条第一項の基準器余留正印に替へて、当該

基準器検査証印の有効期間は、旧法第百八条の有効期間の満了の日までとする。
(計量証明の事業)

十三条の登録を受けている者は、施行日に、その登録に係る同条の通商産業省令で定める事業

の区分に属する事業が属する新法第百七条の通商産業省令で定める事業の区分について、同条の規定による登録を受けたものとみなす。

より研究所がすることとなるものは、同条の規定による改正後の計量法（以下この条において「新法」という。）の規定により研究所がした承認その他の処分とみなす。

経済産業大臣に対応してされている申請であつて、同条の規定の施行により研究所に対応してされることとなるものは、新法の規定により研究所に対応してされた申請とみなす。

前条の規定の施行前に旧法の規定により経済産業大臣に対して届出をしなければならない事項であつて、同条の規定の施行により研究所に

4 いる申請は、新計量法第百四十三条の規定により機構に對してされた申請とみなす。

前条の規定の施行前に旧計量法第百四十六条において準用する旧計量法第六十五条の規定により経済産業大臣に對して届出をしなければならない事項で、前条の規定の施行の日前にその届出がされていないものについては、これを新計量法第百四十六条において準用する新計量法第六十五条の規定により機構に對して届出をしないものとみなして、新計量法の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

律の施行前においても、新法の例によりすることができる。
(経過措置)
第三条 この法律の施行の際現にこの法律によらず改正前の計量法第百七条の登録を受けて計量証明の事業を行つてゐる者であつて当該事業が該法第百九条第三号に規定する事業に該当するものは、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（当該期間内に新法第百七条の規定による登録の拒否の処分があつたときは、当該処分のあった日）までの間は、新法第百七条の規定にかかわらず、当該計量証明の事業を行ふことができる。その者が当該期間内に新法第百

第十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとのみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）

同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める（検討）

第十三條 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

た場合において、新法の施行の状況を勘案し必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一八年三月三一日法律第一〇号）抄
（施行期日）

附 則（平成一五年六月一日法律第七号）抄
(施行期日)

(罰則に関する経過措置)
第二百十一条 この法律(附則第一条各号に掲げられたる規定にあっては、当該規定。以下この条における

二 略
三 第一章、第二章、第三章、第四章の規定
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第十三条の規定 公布の日

（三）
（四）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例によ

三 第一条次項及び附則第十四条の規定
成十八年三月三十日までの間に於て政会
で定める日

(その他の経過措置の政令への委任)
第二百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令

第二条 第一条の規定の施行の際現に同条の規定期による改正前の量計法第百四十三条の認定を受けている者は、第一条の規定の施行の日から起算して二年を経過する日又は当該認定を受けた

（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）
抄
則附（施行期日）
で定める。

日から起算して同条の規定による改正後の計量法（以下「新計量法」という。）第百四十四各条の二第一項の政令で定める期間を経過する日のいずれか屋八日までの間は、新計量法第百四十四各

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

前条の規定の施行の際理事会に上記第百四十三条の規定により経済産業大臣に対してされて

これに関し必要な手続その他の行為は、この法

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二十六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定(公布の日(廃除等の効力))

この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前(その他の経過措置の政令等への委任)で定める。

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもの(ほか、この法律の施行に際し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成二十六年六月一三日法律第六八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法

律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日) 第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定(公布の日)

流量	立方式メートル毎秒	立方メートル毎時
放射線量	ワット每メートル毎ケルビン又はワット毎メートル毎度	ワット每メートル毎分リットル毎秒
率	ジユール又はワット秒	リットル毎分リットル毎時
中性子放出	ジユール每キログラム毎ケルビン又はワット毎ケルビン又はワット時	ジユール毎キログラム毎ケルビン又はワット時
濃度	ジユール又はワット秒	ワット毎平方メートル
音響パワー	ワット	ワット
照度	ワット	ワット
輝度	ワット	ワット
放射強度	ワット	ワット
電磁波の電力量	ワット	ワット
電力量	ワット	ワット
電気抵抗	オーム	オーム
電気のコンデンサー	オーム	オーム
インピーダンス	オーム	オーム
ダクターンス	オーム	オーム
電気のコンデンサー	オーム	オーム
インダクタヘンリー	オーム	オーム
磁束密度	テスラ又はウエーバ每平方メートル	テスラ又はウエーバ每平方メートル
静電容量	アンペア每メートル	アンペア每メートル
電界の強さ	ボルト	ボルト
電圧	ボルト	ボルト
電気量	クーロン	クーロン
物質量	メートル	メートル
長さ	メートル	メートル
質量	キログラム	キログラム
時間	秒	秒
時間	分	分
時間	時	時

熱伝導率	立方式メートル毎秒	立方メートル毎秒
エンタロピー	ジユール每ケルビン	ジユール每ケルビン
比熱容量	ジユール每キログラム毎度	ジユール每キログラム毎度
熱量	ワット每メートル毎ケルビン又はワット毎メートル毎度	ワット每メートル毎ケルビン又はワット毎メートル毎度

吸収線量率	カーマ率	カーマ率	時	グレイ毎秒	グレイ毎分	グレイ毎
照射線量率	照射線量	グレイ	時	クーロン毎キログラム	レントゲン	クーロン毎キログラム
照射線量	照射線量	グレイ	ラド	クーロン毎キログラム	クーロン毎キログラム	ラド
線量当量	線量当量	シーベルト	レム	シーベルト	シーベルト	シーベルト
線量当量率	線量当量率	シーベルト毎秒	シーベルト毎分	シーベルト毎秒	シーベルト毎分	シーベルト毎
物象の状態の量	物象の状態の量	計量単位	計量単位	計量単位	計量単位	計量単位
無効電力	無効電力	バール	バール	バール	バール	バール
皮相電力量	皮相電力量	ボルトアンペア	ボルトアンペア	ボルトアンペア	ボルトアンペア	ボルトアンペア
無効電力量	無効電力量	バール秒	バール時	バール秒	バール時	バール秒
皮相電力量	皮相電力量	ボルトアンペア秒	ボルトアンペア時	ボルトアンペア秒	ボルトアンペア時	ボルトアンペア秒
電磁波の減衰量	電磁波の減衰量	デシベル	デシベル	デシベル	デシベル	デシベル
音圧レベル	音圧レベル	デシベル	デシベル	デシベル	デシベル	デシベル
振動加速度レベル	振動加速度レベル	デシベル	デシベル	デシベル	デシベル	デシベル
別表第三（第四条関係）	別表第二（第四条関係）	別表第三（第四条関係）	別表第二（第四条関係）	別表第三（第四条関係）	別表第二（第四条関係）	別表第三（第四条関係）
物象の状態の量	物象の状態の量	計量単位	計量単位	計量単位	計量単位	計量単位
回転速度	回転速度	回毎分	回毎時	回毎分	回毎時	回毎分
粘度	粘度	ボアズ	ボアズ	ボアズ	ボアズ	ボアズ
圧力	圧力	気圧	気圧	気圧	気圧	気圧
濃度	濃度	ストークス	ストークス	ストークス	ストークス	ストークス
一兆分率	一兆分率	質量百分率	質量百分率	質量百分率	質量百分率	質量百分率
体積百分率	体積百分率	質量十億分率	質量十億分率	質量十億分率	質量十億分率	質量十億分率
体積千兆分率	体積千兆分率	質量千兆分率	質量千兆分率	質量千兆分率	質量千兆分率	質量千兆分率
体積百万分率	体積百万分率	一兆分率	一兆分率	一兆分率	一兆分率	一兆分率
体積千兆分率	体積千兆分率	ピーエツチ	ピーエツチ	ピーエツチ	ピーエツチ	ピーエツチ